

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）

司法制度改革で目指された姿

- 法科大学院は、学部段階での専門分野を問わず、社会人等にも広く門戸を開放
- 修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるような充実した教育を実施

法学未修者の現状

- 入学者に占める社会人、法学部以外の学部出身者が大幅に減少
- 法学未修者の司法試験における累積合格率は3～4割（※法学既修者は約6～7割）

しかし現実には……

法学未修者教育を巡る『4つの課題』

（1）法学部以外の学部出身者を巡る課題

- ・ 法律学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない
- ・ 法的な考え方になじめない学生が一部存在

（2）法学部出身者を巡る課題

- ・ 法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性
- ・ 法的な考え方になじみにくい学生が一部存在

（3）社会人経験を持つ者を巡る課題

- ・ 仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足

・ 同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

（4）多様な者が混在して学ぶことに関する課題

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、法学未修者が安心して、法科大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指す

法学未修者教育に関する充実方策

【改善の主なポイント】

- ◇ 法曹として共通に必要なとされる法律に関する基礎・基本の徹底
- ◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組の導入に向けた検討
- ◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援
- ◇ 入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討

【具体的な方策】

1. システム改革に向けた検討

（1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

（2）基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

- 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

（3）法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

（1）「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

（2）「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

（3）「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実

（4）充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告

平成24年11月30日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法学未修者教育の充実のための
検討ワーキング・グループ

目次

はじめに	2
1. 法学未修者教育の現状	3
2. 法学未修者教育の課題	6
3. 法学未修者教育の充実方策について	8

未修者教育に関する実践例

委員名簿等

はじめに

- ・平成 24 年 7 月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」という。）から提言された「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」で課題として指摘されているように、現在、法学未修者については、法科大学院への社会人や法学部¹以外の学部出身者の入学者数が減少傾向にある中、標準修業年限修了率や司法試験合格率でも法学既修者との差が大きくなり、かつ、さらに拡がりつつある状況にある。このことは、入学者選抜の競争性の確保や司法試験合格状況などで法科大学院間の差が拡大しつつあることとあいまって、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体に対する社会的信頼を揺るがしかねない要因となっている。
- ・司法制度改革が目指した新しい法曹養成制度においては、多様なバックグラウンドを有する者を法科大学院に受け入れて養成し、質・量ともに充実した人材を法曹に送り出すという理念を掲げており、この理念を達成するためにも、法学未修者に対する教育課程や教育方法等における現状を分析して課題を洗い出し、速やかに改善を図ることが必要不可欠である。
- ・このため、本ワーキング・グループでは、各法科大学院に対する状況調査、委員発表、法科大学院からのヒアリングなどを行った上で集中的な審議を行い、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する調査検討結果をとりまとめた。
- ・各法科大学院においては、本ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、法学未修者教育の更なる充実に向けた改善に取り組まれることを、文部科学省においては、法学未修者教育の充実に向けて必要な施策の立案・実行が行われることを期待したい。

¹ 主として法学を履修する課程を想定しており、必ずしも学部の名称が「法学部」であるかを問わない。以下同様。

1. 法学未修者教育の現状

(1) 司法制度改革において目指している姿と現状

- ・司法制度改革では、法曹の人的基盤の拡充に向けて、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することを目指している。特に、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として受け入れるため、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院には、学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされているところである。
- ・しかしながら、入学者の状況についてみると、法科大学院制度が平成 16 年度に創設されて以降、法科大学院に進学する者のうち、多様なバックグラウンドを有する者として考えられた社会人経験を積んだ者や法学部以外の学部出身者の割合は年々減少する一方、法学未修者として3年間の教育課程に入学する者に占める社会人経験を持たない法学部出身者の割合は増加する傾向にある。
- ・また、標準修業年限での修了率に関しても、成績評価・進級判定・修了認定の厳格化に向けた取組が進められてきたことにもよるが、法学既修者と比較した場合、法学未修者の標準修業年限の修了率は減少傾向にあり、最近のデータでは、法学未修者のうち半数近くの者は標準の3年では修了できていない状況にある。
- ・さらに、司法試験合格状況についても、法学既修者の合格率に対し、法学未修者の合格率は半分近くまで低下するといった状況にある。

(2) これまで法学未修者教育の充実方策として講じられてきた方策

上記(1)に挙げられる事態に対し、これまで中央教育審議会においても改善方策が議論されており、平成 21 年の特別委員会報告を踏まえ、法学未修者教育の充実に向けて、以下に掲げる改善方策が推進されてきたところである。

- ①法学未修者について、1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を最大6単位まで増加させて1年次に配当することを可能とする省令改正を実施。
この改正により、平成 23 年度現在、50 校において1年次の法律基本科目の配当科目数が増加されるなど、法学未修者の教育の充実が図られている。
- ②法学未修者の自学自修を支援する体制の充実も図られるべきであるとの指摘を受け、正課の授業以外において、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生・修了者によるメンターないしチューター制

度の活用、T A（ティーチング・アシスタント）によるサポートなどの体制整備が進められつつある。

- ③成績評価・進級判定・修了認定の厳格化の必要性についての指摘を受け、進級制を導入する大学が、平成 18 年度の 56 校から平成 23 年度には 70 校まで増加するとともに、法学既修者、法学未修者を合わせた全修了者のうち、平成 18 年度において標準修業年限で修了した者が 80.6%であったところ、平成 23 年度においては 68.7%まで低下してきている。

（3）法学未修者の現状

①「入口」の状況

- ・法科大学院への志願者数は、平成 24 年度においてのべ 18,446 人であり、法科大学院制度を創設した初年度に当たる平成 16 年度の 72,800 人と比較して約 4 分の 1、翌 17 年度の 41,756 人と比較しても約 2 分の 1 まで減少している。
- ・平成 24 年度の総入学者数は 3,150 人であり、最も入学者が多かった平成 18 年度（5,784 人）と比較して 2,634 人の減少となっている。そのうち、法学未修者については、平成 18 年度の 3,605 人から平成 24 年度は 1,325 人と 2,280 人も減少しており、減少した総入学者数に占める法学未修者の入学者数の割合は約 86%と極めて大きい。
- ・さらに、平成 24 年度に入学した法学未修者に占める法学部出身者は 929 人で、その割合は 70.1%と、平成 16 年度の割合 50.9%と比較しても相当程度上昇している一方、法学部以外の学部出身者の入学者数は平成 16 年度の 1,677 人から、平成 24 年度の 396 人と大幅に減少している。

②「学修」の状況

- ・厳格な成績評価による進級判定等が進められてきた結果、法学未修者における 1 年次から 2 年次への進級率²は、平成 16 年度には 94.7%であったが、平成 23 年度には 76.3%と、約 4 人に 1 人は 2 年次に進級できない状況になっている。
- ・また、標準修業年限での修了率に関し、法学既修者については、平成 21 年度入学者は 89.6%となり、平成 16 年度の 92.6%と比較してもほぼ 9 割前後で推移しているが、法学未修者については、平成 16 年度入学者の 75.1%から、平成 21 年度入学者の 56.8%と顕著に低下している。この問題は、法学既修者の 9 割近くが 2 年で修了しているのに対し、法学未修者の半数近くが 3 年では修了できずにいるということの意味しており、法学既修者と法学未修者との間の差が大きい状況にあると言わ

² 長期履修者を除く

ざるを得ない。

③「出口」の状況

- ・法科大学院修了者の司法試験合格状況については、法学既修者の総受験者に占める合格者の割合が 61.2%であるのに対し、法学未修者の総受験者に占める合格者の割合は 29.6%とその差は顕著である。また、既に結果が確定している平成 18 年度及び平成 19 年度に修了した法学既修者と法学未修者を比較すると、法学既修者の累積合格率は平成 18 年度に 63.4%、平成 19 年度に 65.4%であるのに対し、法学未修者の累積合格率は平成 18 年度に 39.5%、平成 19 年度に 32.6%となり、法学既修者と法学未修者との間の司法試験合格率の差は、さらに拡大する傾向にある。
- ・一方、各年の司法試験において、法学未修者の合格者数は平成 16 年の 636 人から平成 24 年は 873 人と増加傾向にあることが見られ、総入学者に占める法学未修者の数が減少する中であっても、一定の司法試験合格者を出している状況にあると言える。

(4) 法科大学院間の差

- ・法学未修者の状況について個々の法科大学院ごとに分析したところ、例えば、司法試験の合格状況を見ると、法学未修者の総受験者に占める合格者の割合が 60%以上の法科大学院から 10%未満の法科大学院まで幅広く分布している。そのうち、全国平均である 29.6%を上回る法科大学院は 25 校あり、全体の約 7 割にあたる 3,222 人の合格者を出している。一方、その平均を下回る法科大学院は 49 校で、全体の約 3 割にあたる 1,511 人の合格者を出しているが、さらに全国平均の半分以下となっている法科大学院が 16 校存在し、全体の 5.5%に当たる 259 人の合格者を出している状況にある。
- ・以上のことから、法学未修者教育についても、法科大学院の間に大きな差があり、とりわけ、特に深刻な課題を抱える法科大学院が一部存在していると言わざるを得ない状況にあると考えられる。

2. 法学未修者教育の課題について

上記1. で見た法学未修者教育の現状から、今後改善を検討すべき課題については、概ね以下の4つの観点に整理できるものとする。

(1) 法学部以外の学部出身者を巡る主な課題

- ・法学部以外の学部出身者は、大学等において体系的に法学を学んだ経験がなく、法科大学院に入学して、初めて本格的な法学に関する学修に取り組むことになることから、まず法学の基礎的な学識の修得が課題となる。したがって、特に1年次においては、法学に関する学修の方法や法律用語の理解など、法科大学院における学修を進めるに当たって前提となる基盤ができていない可能性があることについて十分配慮して教育課程を構築する必要がある。
- ・また、入学者の中には、法理論を身に付けていく上で必要となる法的思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力など、法的な考え方になじめない学生が一定数存在することが課題として指摘されている。
- ・さらに、法科大学院において継続して学修を続けることにより、徐々に理解が進む者もいれば、ある時何らかのきっかけで一気に理解が深まるという者も存在するなど3年間の学修の進み方にも個人差があることに留意する必要がある。同時に、3年間の教育課程を経ても、なお法曹に共通して必要とされる水準にまで至らない学生への対応も課題として挙げられる。

(2) 法学部出身者を巡る主な課題

- ・現在、標準修業年限3年の教育課程に入学する者の中で、学部段階で法学を学修した者が大勢を占めているが、この教育課程は、法学の基礎的な学識を有していない者を対象としているものであることから、スタート時点において、法学部出身者と法学部以外の学部出身者とでは、知識・理解度の面において大きな差があり、法学部出身者にとっては学修に対する意欲や姿勢を保ちにくいなどの影響を及ぼす場合があることが課題として挙げられる。
- ・また、法学部出身者は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有しているとの認定を受けない、あるいは受けられていないということを勘案して、法科大学院入学後の教育上の工夫を要するとともに、法学部出身者であっても法的な考え方になじみにくい学生が一部に存在することにも留意する必要がある。

(3) 社会人経験を有する者を巡る主な課題

- ・一定の社会人経験を経た上で法科大学院に入学する者については、職歴等の多様性を背景として、入学時点における法学に関する学識や専門的資質・能力の水準も様々であると考えられる。
- ・特に、民間や公務の分野で活躍するなど豊かな社会人経験等を有している者については、視野を広げたり、専門領域の幅を広げたりすることよりも、基本的な法学に関する科目の確実な修得が求められるが、その点に注力した指導がしにくいといった課題があると考えられる。
- ・また、社会人経験を有する者の入学者数が減少傾向にある現状をみれば、法科大学院への進学、修了に対する動機付け・モチベーションの不足が課題であると考えられる。特に、仕事を続けながら法科大学院に通うことを希望する社会人にとっては、学修時間が夜間等に限られるなどの時間的制約の中で効果的・効率的に学修することができる環境整備が不足しているのではないかという点が課題として考えられる。

(4) 上記(1)～(3)の者が混在して学ぶことに関する課題

- ・以上のとおり、法学未修者は、法学部出身者と法学部以外の学部出身者に大別されるとともに、それぞれに学部等から直接進学する者と社会人経験を経て入学する者がいることから、法学未修者として同一の教育課程の枠組みの中で、法学に関する学識や専門的資質・能力の水準が異なる者が混在して学ぶこととなる。その中で、それぞれの学生の到達度には差があり、授業のみでそれぞれの学生に対するきめ細やかな対応を取ることが難しい状況にあることから、授業の内容・方法に工夫が求められるとともに、授業以外の時間においても、きめ細やかな対応を取ることが求められると考えられる。
- ・なお、その際には、法学部出身者が同じクラスにいて、初めて法学を学ぶ他の法学未修者が学修を進める上での刺激となり、良い影響を及ぼす効果もあることについて留意が必要である。

3. 法学未修者教育に関する充実方策について

(1) 法学未修者教育の充実を通じて目指すべき姿

上記1. 及び2. で確認したように、現在の法学未修者については、社会人や法学部以外の学部出身者など、多様なバックグラウンドを有する人材が減る傾向にある。

しかしながら、司法制度改革審議会意見書では、「法科大学院には学部段階での専門分野を問わずに広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」とされており、法科大学院は標準修業年限3年の教育課程を基本とする制度設計がなされているものである。

本ワーキング・グループとしては、法学未修者教育の充実に向けた改善方策の検討・実施を通じて、司法制度改革における当初の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に対して更に充実した教育を行えるよう改善方策を講じることで、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指せる環境を整えることを目指すこととする。

その際、特に社会人や法学部以外の学部出身者の特性を踏まえて、法学未修者教育の充実に向けた改善方策を検討・実施し、法曹の多様性の確保に資することに配慮することとする。

(2) 具体的な充実方策

本ワーキング・グループとしては、上記(1)を前提として、法学未修者教育が抱える課題の解決を目指した法学未修者教育の充実方策として、次に掲げるものを検討・実施していく必要があると考える。

なお、これらの方策については、あくまで、専ら法曹の養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院における教育の充実を目指すものであることに留意が必要である。また、具体的な充実方策に取り組むに当たっては、例えば、文部科学省令又は告示の一部改正に伴い、認証評価機関における評価基準及び留意事項の改訂がなされるなど、現在の法科大学院制度や認証評価の規定、それらの運用の改善についても所要の見直しが必要がある。

【1. システム改革に向けた検討】

(1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

法科大学院については、修了生、特に法学未修者の司法試験合格率が低迷していることから、その修了生の質の保証が強く求められているが、上記のとおり、法学未修者の3年間の学修の進み方には個人差があると同時に、この教育課程を経ても、なお法曹に共通して必要とされる水準にまで至らない学生も少なくない。

そこで、法学未修者に対する教育の質保証の観点から、3年間の教育課程の充実はもとより、その教育を通じ、将来の法曹として求められる法学的な素養や法的思考力等をどの程度修得できたのかを教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活かすことが重要である。

さらに、法学未修者が学ぶ3年間の教育課程における2度の進級判定の在り方を抜本的に見直し、学修の到達度を客観的に把握するとともに、次の年次に進級し、新たな学修に取り組むことが適当かどうかを厳格に認定することができる新しい体系的な仕組みの導入を検討する必要があると考える。

法学未修者1年次については、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法といった法律基本科目をより重点的に教育することで、その基礎・基本の修得の徹底を図る（具体的な改善内容は後述（2））とともに、2年次への進級に当たっては、法学未修者の中に法的な考え方等になじめない者が一部存在する可能性があることも踏まえ、2年次以降の教育課程における学修への適性等を判定するため、憲法、民法、刑法等の基礎的な学識や法的思考力を客観的かつ厳格に評価することが必要である。特に、2年次からは法学既修者も受講する授業を学ぶことになることから、各学生は、進級に当たり、1年間の学修到達度を確認し、その後の学修につなげることも期待される。

このため、法科大学院教育全体の質保証を図るという観点から、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入など法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みの構築を検討することとする。なお、この仕組みを全法科大学院共通で実施することを念頭において構築することによって、個々の法科大学院間に差が生じている現状や学生数が著しく少ない法科大学院が増加しつつある現状の中で、学生は全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することも可能となり、各法科大学院の教育内容の改善はもとより、各学生の学修促進にも資するという利点があると考えられる。

また、多くの法科大学院では、2年次において、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法などの法律基本科目等に関して大学院レベルの高度な知識・能力の修得を目指した双方向の授業によるカリキュラムを組んでいるところである。

そして、3年次は、これら法律基本科目の修得をベースとして、例えばエクスターンシップやリーガルクリニックなど実務に関する体験的学修や、法曹実務・企業法務等において求められる、より発展的な学修をすることとなっている。

このため、2年次から3年次への進級に当たっては、各大学におけるカリキュラムの編成や法学未修者の学修の進み方に関する個人差を考慮すれば、画一的な方法による実施はふさわしくないと考えられるものの、その後の発展的な学修に取り組むために必要となる法的な知識を活用して課題を解決する能力が確実に修得できているかどうかを客観的かつ厳格に判定することができる仕組みの導入を検討することが重要である。

上記の到達度判定の仕組みを導入するに当たっては、2年次あるいは3年次以降、予定通り標準修業年限での修了を目指して通常の教育課程を進むのか、それともより時間をかけて学修する方向に転換するのか、各学生の適性・能力等に応じて法科大学

院在学中でも「長期履修コース」への転換を可能とするなどの柔軟な対応を検討することが求められる。その際、長期履修制度に対応した（独）日本学生支援機構の有利子奨学金が活用されるよう各法科大学院において周知に努める必要がある。

また、法学未修者は、法科大学院への入学者選抜の段階では法学の基礎的な学識は問わずに入学が認められている者であることを踏まえ、進級判定の更なる厳格化を推進することとあわせて、個々の学生の法学に対する適性の有無や本人の希望等に応じて、法曹以外への進路の途中変更もより円滑に行える仕組みについても別途検討することが求められる。

なお、在籍学生の進級判定に関する最終的な判断は各大学が行うものであり、上記の仕組みについても、各大学の判断でその活用の程度などが決められるよう制度設計することが必要である。

その際、進級判定の客観性及び厳格性が確保されることで法科大学院制度の全体としての信頼性を高めるとともに、学生にとっても全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することが可能となる利点があることから、各法科大学院が「共通到達度確認試験（仮称）」を活用した進級判定の更なる厳格化の取組に主体的に参加することが期待される。

（２） 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

法学未修者については、法学の基礎的な学識が全くない者も、最終的には３年間の教育課程修了時までには法学に関する知識・能力を法学既修者と同等のレベルにまで引き上げる必要がある。したがって、特に学修の出発点である１年次については、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法といった法律基本科目をより重点的に教育することで、基礎・基本の修得の徹底を図ることが求められる。

法科大学院が開設すべきとされている４つの授業科目（「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」）について、各学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることのないよう配慮しつつも、これまでの法学未修者と法学既修者との間での標準修業年限修了率や司法試験合格状況の差を勘案して、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことができるようにする工夫が必要である。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、学生の視野を広げるとともに社会の様々な領域における法的ニーズの増大・多様化に対応できるようにするという趣旨から設けられていることから考えると、法学未修者が有する多様で幅広い法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮すれば、必ずしもそうした基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を法学既修者と全く同一レベルで履修する必要はないとも考えられる。

したがって、法学未修者、特に社会人・法学部以外の学部出身者については、法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮して、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除し、より法律基本科目に注力して学ぶことが

できる仕組みの導入を検討することが重要である。

(3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

法学未修者については、法学の学修経験がなく、法科大学院に入学して初めて法学を学ぶ者が一定程度存在していることから、入学後に結果として法学になじめない者が一部生じてしまうという現状がある。

他方、入学者選抜の段階では、法律科目試験を実施することはできないため、法学になじめるか否かを判定するのは容易ではないが、法学になじめる者を判定する精度を上げる努力は引き続き必要である。

このため、まず入学者選抜における適性試験の在り方については、法科大学院における履修の前提となる判断力、思考力、分析力、表現力に関する能力をより高い精度で測ることで、その後法科大学院で行われる教育への適応性を見極めることができるよう、特に、第一部・第二部・第三部ごとの各学生の成績とその後の法科大学院での成績及び司法試験の結果との相関性を調査することも含め、その仕組みの改善・見直しなどに継続的に取り組むことが期待される。

また、各法科大学院においては、独自に実施する小論文の設問の工夫、あるいは面接試験の工夫などの改善に取り組むことが期待される。さらに、入学者選抜段階における適性試験や入学試験の結果とその後の法科大学院における成績及び司法試験における成績との間の相関関係を継続的にチェックし、そこで得られた結果を基に適性試験や入学試験に反映することや、得られた結果を各法科大学院間で情報共有することを通じて、法的なセンスの判定精度を高めることができる手法を検討・実施することが望ましい。

【Ⅱ. 入学前・入学後・卒業後を一貫した法学未修者教育の充実方策】

(1) 法科大学院「入学前」における教育の充実方策

①これから法科大学院を目指す者に対する入門的な教育機会の提供

法科大学院への志願者が減少する中で、多様なバックグラウンドを有する者が少しでも多く法曹を目指し、法科大学院を志願することになるよう、あらゆる努力を講じることが急務である。

このため、これから法科大学院を志望しようと考えている者を対象に、法学の学識や法的な考え方等を学ぶきっかけや、法的な考え方が自分に合うかどうかを確認する機会となるよう、法学に関する優れた入門教材の作成や、インターネット等を活用した優れた法学講座の配信等の取組について検討する必要がある。その際、法学を初めて学ぶ者に対する教育のノウハウを有すると考えられる法学部との連携・協力も視野に入れて、例えば、法科大学院への入学を希望する者に対する特別コースのほか、法学部の授業の活用などの取組も検討していくことが望まれる。

同時に、各法科大学院においては、法曹が職種として持つ将来の可能性やその魅力についても、法学の教育内容と併せて積極的に発信していくことが望まれる。

②法科大学院入学が内定している者に対する事前の学修支援の促進

多くの法科大学院における入学者選抜は入学前年度の秋頃を中心に実施され、その合格者が決まっていくことになるが、翌年4月の入学まで数ヶ月程度期間があることに着目して、法科大学院に入学し、初めて本格的に法学に関する学修に取り組む法学未修者に対し、その学修方法や法律用語の理解など、法科大学院における学修を円滑にスタートするために必要な基盤をできるだけ早く身に付けることができるよう支援することが期待されている。

このため、各法科大学院においては、入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある。

(2) 法科大学院「入学後」における充実方策

①法学未修者に対する教育内容の改善

現在、法科大学院修了生が、将来の法曹となるにふさわしい法学の学識を修得していることを保証する観点から、修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが策定され、全ての法科大学院に対して提示されているが、特に法学未修者にとって、法科大学院における学修を通じて目指すべき目標となる重要な指針の一つであると言えることができる。

このため、各法科大学院においては、この共通的な到達目標モデルを踏まえ、特に1年次については、その内容を厳選するなどの創意工夫をしながら、各々具体的な到達目標を設定するとともに、それに応じた教育課程の見直し・改善に取り組むことで法学未修者教育の充実に努める必要がある。

また、法学未修者は、法学の基礎・基本を徹底的に身に付ける必要があることから、各法科大学院においては、例えば講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実はもとより、別途その科目に関する補充的な演習科目を設けて履修可能とすることなどにより、法学未修者の理解を深めるといった取組を進める必要がある。併せて、法曹として共通的に必要とされる法的文書の作成の基礎的技能を伸ばすことは、法科大学院教育において求められている役割の一つであることから、法的文書作成に係る授業科目を設定するなど更に充実した内容とする取組を進める必要がある。

なお、各法科大学院の限られた教育資源でこれらの方策を実現するためには、例えば、法律基本科目など講義形式を中心とする授業科目については、双方向性は確保しつつも、必ずしも少人数授業にこだわらないこととし、教員の余力を補充的な演習科目等に振り向けることができるようにすることも検討する必要がある。

法学未修者のうち、これまで法学を学んだことがない者であっても、3年間の学修を通じて修了時までには法学既修者と同水準まで到達することが求められるが、1年次修了時の段階で、必ずしも法学既修者と同水準にならないものではない。

このため、各法科大学院においては、各大学ごとに定めている到達目標について、各年次においてどの程度まで到達すべきかについて提示するなど、それぞれの学生の置かれた状況を踏まえたきめ細やかな情報提供の取組が進められることが望ましい。

②法学未修者に対する教育方法等の改善

法科大学院における授業方法等は、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすることが求められている。しかしながら、法学未修者に対する標準的な3年間の教育課程のうち、特に1年次の教育課程については、法学を全く学んでいない者を含め、法学の基礎的な学識を問われずに入学している者が対象となることから、質疑応答や討論を中心とした授業方法に過度にこだわるのではなく、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式での授業方法を中心として取り入れるといった工夫が求められる。なお、講義形式を中心とする授業の規模については従来よりも柔軟に考えるとともに、旧来の一方向的な授業とならないよう配慮することが必要である。

このため、各法科大学院においては、3年間の教育課程を通じて最終的に目指すべき目標に到達できるよう、学生の理解度等の状況に応じて効果的な授業方法を使い分けるなど適宜工夫することが求められる。その際、希有な事例や過度に難しい事例を扱うのではなく、典型的な事例や適度な難易度の事例を素材とし、当該制度

についての基本的な理解を徹底させるような授業を展開する必要があるとともに、特に法学を学んだことのない者の指導に用いる教材開発にも取り組む必要がある。

法学未修者に対するきめ細やかな指導を行うためには、学生の理解度を随時把握し、つまづきが見られる場合には早期に指導助言することが重要であるため、各法科大学院においては、効果的かつ効率的な手法として、ICT等を活用しながら、授業科目の単元毎に小テスト・中間テストを実施し、それらを通じて学生の理解度を確認するなどの工夫に努めることなどが求められる。

また、授業や演習の中で学生に修得した基本的学識を文書に表現させる機会を設けるとともに、定期試験等の講評の機会等を捉えて模範的な学生の答案について公表することや添削指導等の方法により、学生に文書作成能力を修得させる機会を積極的に設けるといった取組を充実させていくことも必要である。

さらに、法科大学院教育が一層効果的なものとなるためには、正規の教育課程の充実のもとより、個々の学生の自学自修を促すことも重要であり、正課外における学生の学修を支援することによって学生の理解度を高め、法科大学院における教育の習熟度をより高めることが期待できることから、法科大学院には、学生の自学自修を促進する環境を整備することが求められる。

このため、各法科大学院においては、正課外や長期休業期間におけるゼミ開講やチューター制の活用などの学修支援に努めることも期待される。

(3) 法科大学院「卒業後」における充実方策

① 修了生に対する支援の充実

そもそも法科大学院を修了した学生に対する対応方策を講じることには限界があるが、法学未修者については、その修了後、法学既修者と比較して司法試験をより長期にわたり受験する状況にあると考えられることから、法学未修者として修了した者に対する可能な支援を検討することが求められる。

このため、各法科大学院においては、修了者の状況に応じて適切な支援を行うための前提として、修了後の動向把握の徹底を図るとともに、修了生に対して授業や学校施設の開放の促進、就職支援を含む相談体制の確立・充実に努める必要がある。

(4) 多様な入学者に対応するための教育体制・支援体制の整備

① 教員の資質能力の向上のための取組の充実

特に、法学を学んだことのない者が含まれる法学未修者に対する教育を充実させるためには、教育内容・教育方法の改善とともに、学生の指導に直接あたる教員の資質能力の向上が求められる。

このため、各法科大学院においては、教員の資質能力の向上のためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）について、研究者教員と実務家教員とが共同して

行うFD活動を更に促進することとし、国内外からの外部講師の招聘や講習会等への参加、研究会の実施、着実な教育成果をあげている法科大学院の授業見学など教員の資質能力を向上させる機会の確保等により積極的に取り組む必要がある。

また、共通的な到達目標についても、FD活動に取り組むことを通じて教員間の意識を共有化する必要があるとともに、当該法科大学院に在籍する学生の状況は様々であることから、FD等を通じて、教員間での個々の学生に関する情報の共有を密にするとともに、教育内容や教育方法についても不断の見直しに向けた検討を行うことが必要である。

②法学未修者が学修しやすい支援体制の整備

現在、多様なバックグラウンドを有する法学未修者の入学者数が減少していることを踏まえ、特に社会人や法学を学んだことのない者を含む法学未修者が学修しやすいような教育支援体制の整備が重要である。とりわけ夜間開講は、社会人が定職に就きながら法曹を目指す手段として有効で、多様性の確保にも資するものである。

このため、例えば地域ごとにいくつかの法科大学院が共同するなど夜間開講コースの充実を検討することが望まれる。

法学未修者教育の充実に向けた実践例①

～ 法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成 ～

一橋大学 ～法学基礎教育を充実した教育課程～

- 1年次のカリキュラムでは、法律基本科目を重視(基本的に全て必修)。前期に憲法、民法、刑法、後期に民事訴訟法、刑事訴訟法を扱う。
- 双方向的な授業の方式も取り入れつつ、まずは知識の定着を目指して講義形式を中心に講義を行う。
- また、特に法科大学院生は復習が疎かになりがちなため、穴埋め問題等の「小テスト」を活用し、基本をしっかりと理解させる。
- さらに、純粋未修者を対象に、六法の読み方等の基本的な情報を提供する「導入ゼミ」(1単位、8回の講義)を実施。(9人(全体の約36%)が受講)

前期	憲法Ⅰ	2単位
	民法Ⅰ	3.5単位
	民法Ⅱ	3.5単位
	民法Ⅳ	1単位
	刑法Ⅰ	4単位
	導入ゼミ	1単位
夏	(刑事訴訟法) 法曹実務見学講習	-
後期	憲法Ⅱ	2単位
	民法Ⅲ	4単位
	民事訴訟法	4単位
	刑法Ⅱ	2単位
	刑事訴訟法	4単位
	比較法制度論	1単位

[法学未修者1年次の科目履修例]

中央大学 ～法律基本科目の増加を活用した未修者カリキュラムの強化～

- 修了に必要な法律基本科目の単位数を増加
 - ※1年次と3年次に「総合系科目」を新設し、単位数の割り振りも見直し
- 1年次の法律基本科目を増加
 - ※具体的には「刑法Ⅱ」「基礎事案研究」を新設、「生活紛争と法」を必修化
- 1年次には、少人数できめ細かな指導を行う、正規の授業科目として「基礎演習」、課外の学修支援として「フォローアップ演習」を提供
 - ※「フォローアップ演習」には、法学未修入学者のほぼ全員が参加

法律基本科目群カリキュラム一覧

1年次		2年次		3年次		修了要件
公法系						
人権の司法的救済(3)	行政活動の法的統制(2)	公法総合Ⅰ(2)	公法総合Ⅱ(2)	公法総合Ⅲ(2)		12単位必修
	統治の基礎*(1)					選択
民事系						
民法Ⅰ(4)	民法Ⅱ(4)	民法Ⅲ(2)	民法Ⅳ(2)	民法Ⅴ(2)	民法Ⅵ(2)	31単位必修
	商法Ⅰ(2)	商法Ⅱ(2)	民事訴訟法(3)	民事法総合Ⅰ(4)	民事法総合Ⅱ(3)	民事法総合Ⅲ(3)
					手形法・小切手法(1)	選択
刑事系						
刑法Ⅰ(3)	刑法Ⅱ(1)	刑事訴訟法(3)	刑事法総合Ⅰ(3)	刑事法総合Ⅱ(2)	刑事法総合Ⅲ(2)	14単位必修
総合系						
生活紛争と法(2)					総合事案研究(1)	3単位必修
	基礎事案研究*(2)					選択
	基礎演習*(1)					選択

※()内の数字は単位数を表します。*の科目は1年次のみ履修することができます。

[法律基本科目一覧]

法学未修者教育の充実に向けた実践例②

～ 法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成 ～

東京大学 ～基本科目演習 5科目の新設～

- 1年次に「基本科目演習」1単位×5科目(民法2科目、刑法、行政法、商法)を追加。身につけた基本科目の定着を図る。
- 20名以下の少人数クラスを専任講師が担当。各基本科目と同一の教材を使用し、基本科目の復習や文章を書く練習を実施。
(毎年、休学者を除く未修1年次全員が受講)
- 基本科目演習に対する授業評価の例
 - ・ 授業を聞いてなんとなく理解したつもりになっていたが、この演習で理解の足りていない部分やどうしてそう考えるのかといった思考方法を教えて頂き、大変勉強になった。
 - ・ この演習を通じて、授業や教科書の情報をうまく整理し直すことができた。
 - ・ 他の授業の予習に追われて消化不良になるところが、演習があることによって強制的に復習せざるを得なくなったので助かった。
 - ・ 講義内容を大まかに分かっただけでは、具体的な事例を解くことはできないということを実感できてよかった。

2010年夏

(必修-法律基本科目)基本科目憲法	2単位
(必修-法律基本科目)基本科目民法1	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目民法2	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目刑法	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(民法S)	1単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(刑法)	1単位
(展開・先端科目)アメリカ法プログラム	2単位

2010年冬

(必修-法律基本科目)基本科目行政法	2単位
(必修-法律基本科目)基本科目民法3	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目商法	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目民事訴訟法	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目刑事訴訟法	2単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(民法W)	1単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(商法)	1単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(行政法)	1単位

[平成25年3月修了予定者の1年次の科目履修例]

法学未修者教育の充実に向けた実践例③

～ 基本科目の確実な修得に向けた取組の工夫 ～

東北大学 ～反復的・段階的な学修の重視と助教等による学修支援～

■ 繰り返し段階的に学ぶことを重視

- ◇ 第1年次・基本科目(30単位必修)
 - ① 授業における議論の筋道を明確化
 - ② 講義形式を重視・活用
 - ③ 小テスト・中間試験により理解度を把握

- ◇ 第2年次・基幹科目(28単位必修)
未修者・既修者の理解度の平準化に配慮

- ◇ 第3年次・応用基幹科目
(4単位まで選択可)
知識の定着、応用力・表現力の向上に配慮

■ 助教等による学修支援

- ◇ 学期中、助教がオフィスアワーを設定
- ◇ 法学未修者に対する補習ゼミを開設
平成20年度より第1年次末に実施
第2年次末にも実施(法学既修者も参加)

- ◇ 助教や研究大学院院学生が指導を担当
開講科目は憲法、民法及び刑法
各年度の参加者は1科目当たり5名
(18%) から22名(44%)の間で推移

- ◇ 第1年次に学んだ内容を確認し、基本知識を定着させる機会(第2年次より法学既修者の学生と一緒にクラスで学ぶ基礎固め)



〔助教による指導の様子〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例④

～ 学生の学修意欲を引き出す取組の工夫 ～

明治大学 ～成績優秀者の表彰と厳格な成績評価～

成績優秀者の表彰

- 入学から3年次前期までに履修した全科目の成績(GPA)が顕著に優秀な学生に対し「成績優秀者表彰」を実施。平成24年度は25人(うち法学未修者15人)を表彰。
- 前年度の必修科目の成績(GPA)が顕著に優秀な2年生及び3年生に対し、「明治大学法科大学院給費奨学金(在学生)」を給付。平成24年度は2年生17人(17人全員法学未修者)、3年生29人(うち法学未修者17人)に給付。
- また、入学から2年次前期までに履修した全科目の成績(GPA)が顕著に優秀な学生に対し、「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者表彰」を実施。平成24年度は20人(うち法学未修者10人)を表彰。



〔成績優秀者表彰式〕

厳しい進級判定

- 厳格な進級判定を設定しており、具体的には、1年次から2年次の進級要件として、必修科目の総単位数(30単位)の5分の4(24単位)以上の修得、及び必修科目のGPAで1.4以上の修得が必要。平成23年度は12人(14.5%)が不合格。
- 2010年度より、成績不良者への退学制度を実施。同一年次に引き続き2年間在学する学生が、なお進級できない場合、その年度末において退学となる。平成23年度は9人(10.8%)が該当。

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑤

～ 手厚い教育支援体制 ～

早稲田大学 ～充実したアカデミック・アドバイザーの配置～



〔法律文書作成指導の一コマ〕

- 早稲田大学出身の法律実務家がアカデミック・アドバイザーとして、心身両面において個人の学修を細やかにサポート。
- 純粹未修者に対し、入学前の導入教育、1年次春学期のフォローアップゼミによって、法律基本科目の学修に必要な基礎的スキルの構築を促進。(純粹未修者のほぼ全員が受講)
- 学修が進んでいる学生に対しては、苦手科目の克服や発展的内容の学修のために、テーマ別ゼミや法律文書作成指導、コーチング指導など幅広い視野による支援を展開。

京都大学 ～教育補助スタッフを活用した教育支援～

- 教育補助スタッフ(法科大学院を修了して博士後期課程に進学した学生)及び法科大学院を修了した助教により、未修者の学修を支援。
(平成24年度のスタッフ数:9人)
- 具体的には、
 - ・法律基本科目において、授業の進度に応じ、各科目の教員の助言の下に、知識確認テストの問題を作成・実施。
 - ・問題は基礎知識の確認に必要な範囲に限定。
 - ・採点の結果は記録として残し、教員や教育補助スタッフ等が学生への助言をする際の参考にする。(授業の成績には反映させない。)
 - ・実施後、解説を配付し、質問を受け付ける。
- これにより、学生は自分がどの程度授業内容を理解できたか客観的に把握できる。
- スタッフは将来の法科大学院教員であるので、それに備えた教育の経験にもなる。

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑥

～ 手厚い教育支援体制 ～

上智大学 ～若手弁護士等による手厚い学修支援～

■上智大学出身の若手弁護士が在校生に対する様々な学修支援を実施。具体的には、学修や受験のアドバイスを行うチューター制度や、OB・OG会主催のゼミや論文個別指導を実施。(チューターは約90人登録、活動は主に各学年週1回程度、ゼミや論文個別指導は年にのべ70回程度実施)

■未修者向けの授業(法学実務基礎)で数名の若手弁護士が講師およびチューターの役割を担うことによって、学生とチューターの距離が近く、学生は気兼ねすることなく学修上の相談ができています。チューターも授業をとおして個々の学生の法律学についての習熟度を了知しているために未修者に対する適切な指導と、きめ細かいサポートが可能となっている。

■入学直後のガイダンスにおいて、「法曹への道」と題して、裁判官、検察官、弁護士による各々の講話を提供し、法曹について具体的なイメージを持たせ、学修へのモチベーションを抱かせるよう努めている。



〔チューター陣〕



〔ゼミの様子〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑦

～ ICT等を利用した学修支援 ～

同志社大学 ～ICTを用いた学生理解度の把握～

- ICTによる学修支援システムやe-learningシステムを導入し、授業レジュメの配布や、レポート課題の提示、レポートの提出、提出状況の管理を電子データ上で行うことで、効率的・効果的な授業を実施。
- 特に、未修者1年の授業において、授業内容に応じて短答式の問題を割り当て、復習課題として翌週までの解答を推奨することで、授業の理解を促すとともに、学生に自らの理解度を把握させている。
- また、リアルタイムで学生の解答率、所要時間、正答率をクラス単位・個人単位で把握できるため、教員にとっても学生の理解度の把握に役立っている。さらに、授業時間中に小テストを実施する必要が無く、より効率的・効果的な授業をすることが可能。
- なお、特定の設問についてのみ正答率が低い場合などについては、その結果を受けて、授業における説明の工夫や補足的な解説を行うことで、学生の理解を深め、知識を定着させることができる。

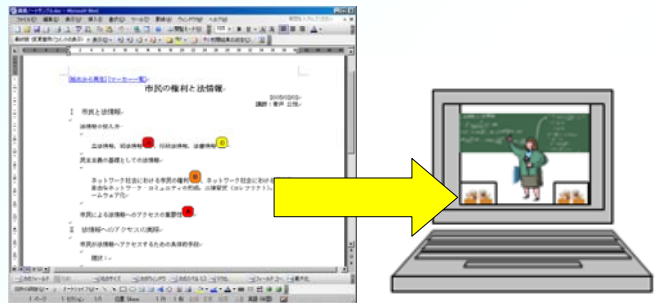
法学未修者教育の充実に向けた実践例⑧

～ ICT等を利用した学修支援 ～

名古屋大学 ～「お助け君ノート」システムと「学ぶ君」システム～

お助け君ノートシステム

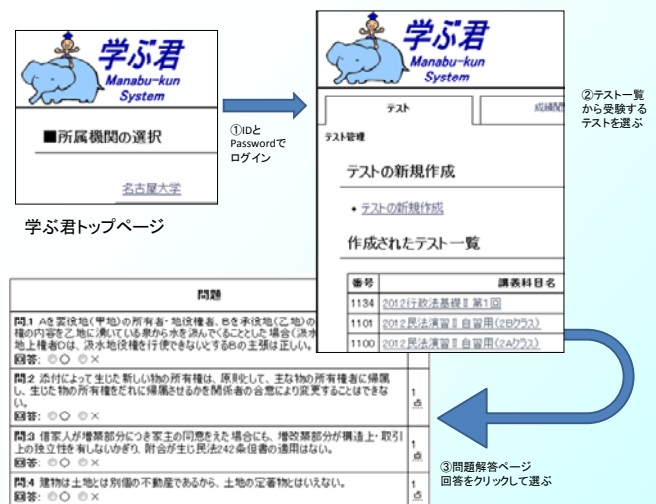
- 授業を録画し、受講生がLANを通じて復習に活用する「お助け君ノート」システムを開発・導入。
- 法律基本科目のうち1年次と2年次の必修科目を収録。効率的かつ正確な復習の支援に効果。(1ヶ月あたり数百から数千のアクセス数)



〔お助け君ノートシステム〕

学ぶ君ノートシステム

- Web上で択一問題を実施する「学ぶ君」システムを開発。他の7法科大学院と共同利用。
- 学生の理解度を教員・学生双方に提供。学生は自身の基礎学力を確認し、弱点を把握することができる。(1ヶ月あたり約170人の学生が利用)



〔学ぶ君システム〕

学ぶ君問題数

分野	問題数
憲法	1299
民法	2891
刑法	1313
商法	746
民事訴訟法	1913
刑事訴訟法	649
行政法	1281
知的財産法	60
労働法	287

2012年8月末現在

〔学ぶ君システムの問題数〕

法学未修者教育の充実に向けた その他の実践例

～ 教育課程や教育内容における取組 ～

岡山大学

- 1年次配当の法律基本科目の単位数を増加し、入門科目「法解釈入門」を設置。実務家教員が担当し、法曹三者の職務内容の紹介をはじめ、実務家になるための素養、必要とされる法的知識の程度、簡単な事例問題分析(民事・刑事)、憲法訴訟に関する代表的判例などについて講義。
- 実務家教員が指導するため、学生は自らが目指す実務家像を早期の段階で具体的にイメージすることができ、その後の勉学に対するモチベーションの向上に繋がっている。

慶應義塾大学

- 未修者コースの法律基本科目の単位数を5単位増加。刑法、憲法、刑事訴訟法は既存の科目を1単位増加し、民法、民事手続法については、基礎演習(各1単位)を新設。
- 例えば、民法については、既存の科目が民法Ⅰ～民法Ⅵまで分断して授業が行われるため、相互に科目を架橋し、民法全体についての総合的な視角を涵養することを図っている。また、40人クラスを2つに分けて授業を行うため、教員の指導も行き届きやすくなっている。

学習院大学

- 法学の基礎的な能力を養成するため、1年次に「起案等指導1及び2」を開講(教員1人に対し学生4、5名という少人数制クラス)。
- 具体的な判決を素材にして、関連する判決・文献・解説を探索する練習、判決の意義や問題点を文章に表現する練習、法律学事典の使い方・六法の引き方等を指導。
- 文書作成能力の向上や、自分の頭で考えることの重要性の理解を促進することができる。

神戸大学

- 夏休み期間中に集中講義形式で「裁判・行政の基本構造」を自由選択科目として設置。
- 具体的には、刑事訴訟法と民事訴訟法の講義を4回ずつ実施した後、行政法の講義を6回実施し、それぞれの機能する場面を整理した上で、概観を理解できる講義を実施。
- 例えば、民事訴訟法では、まず手続のイメージを持ってもらうために、第1審手続の流れを物語形式で紹介するビデオの視聴や、シナリオに沿って模擬裁判をやってもらうといった授業を実施。

北海道大学

- 未修者1年次を対象に「基礎ゼミ」を実施。(年間で、民事法7回、刑事法3回、計10回)
- 学生は、事前に出題された事例問題に対してレポートを作成。ゼミの際に、担当教員は問題の解説やレポートの添削を行う。担当教員は実務経験5～10年程度の弁護士(非常勤講師)が務める。
- これにより、①法律家としての文章の書き方を体得、②学生同士の自主ゼミの基盤を形成、③実務家とふれ合うことで将来像を具体的に描くことができるといった効果が期待できる。

立教大学

- 1年次に「民事法基礎演習」を開講し、民法に関する基本的な最高裁判例について学修する。
- 一審からの判決原本と最高裁判所判例解説を事前に予習し、当事者の主張・立証に留意した事案の整理と民法上の問題点について、演習形式で授業を実施。
- 判決文を読んだことのない学生に対して、判決文や判例解説の読み方を指導でき、現実の裁判の仕組みを理解させることで、2年次以降の学修のための基礎的な能力を修得させることができる。9

法学未修者教育の充実に向けた その他の実践例

～ 入学前及び入学時における取組 ～

大阪大学

- 未修者コースの入学に対して、入学前の3月に、憲法・民法・刑法の基本科目の導入講座「スプリングスクール」(1.5h×6コマ程度×3科目)を実施。
- 学修の進め方などのガイダンスから始まり、1学期の正課授業との関係を意識しながら、全体像をとらえることに重点を置いた授業を実施。
- 正課授業の序盤から用いる、法令・判例の分析検討に対する戸惑いの緩和などに繋がる。

金沢大学

- 1年次必修科目の5科目について、法律を全く学修したことがない者と、法律を一通り学修した者にレベルを分けて、「入学前の事前学修用図書」を提示し、授業までによく読むように指導。
- また、入学直後1週間の時期には、1年次必修科目として「法学入門」を開講し、研究者教員と実務家教員で分担しながら、法学未修者向けに、法の解釈、判例、実務の概要等、学修の基礎となる知識を教えている。

～ 学修支援に関する取組 ～

九州大学

- 修学上の悩みに対応するため、チューター制度を設け、新入生に対して春と秋の2回面談を実施。春は先輩との良好な関係を早期に築けるよう2・3年次生との会合形式、秋は特に成績中位者以下の者の指導に力を入れて面談を実施。
- また、未修者コースであっても、きちんと勉強すれば司法試験に合格できることを理解させ、落ち着いて学修に臨ませるため、未修者コース出身の司法試験合格者に、在学中の勉強計画や方法といった修学体験を伝えてもらう取組を実施。

大阪市立大学

- 授業終了後に若手弁護士(本法科大学院を修了し、2～3年程度の実務経験を有する者が中心)による学修支援の時間を設定。
- 具体的には、若手弁護士が1年次担当の法律基本科目の担当教員とも連携しつつ、法律論をどのように構成するか、その前提となる基礎的知識をどのように定着させるかといった内容について学生にアドバイス等を行うことで、学生の法律基本科目への理解を深める。

～ FD(ファカルティ・デベロップメント)に関する取組 ～

広島大学

- 1年次の授業のあり方について、FD(ファカルティ・デベロップメント)を通じて、入学者の学修経験や授業等に対する姿勢を把握し、現在の教育の質と量が、入学者に一定レベルの法的・論理的思考を修得させるという教育目的の達成に効果的であるのかを検討。
- 平成24年度後期は、パイロット授業として選定した1年次必修の刑法・憲法について全教員が授業を参観し、授業の進め方が適切かつ効果的かといった点について検証を行う。

**第6期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ
委員名簿**

◎：主査 ○：主査代理

(専門委員) 8名

	秋 山 靖 浩	早稲田大学法学学術院教授
	齋 藤 誠二郎	弁護士
○	佐 伯 仁 志	東京大学大学院法学・政治学研究科教授
	日 吉 由美子	弁護士
	松 並 孝 二	法務省大臣官房付
	松 本 哲 治	同志社大学大学院司法研究科教授
	村 田 涉	司法研修所教官
◎	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 8名

*発令日は平成24年9月26日

*日吉委員、山本委員の発令日は平成23年5月10日

*松並委員の発令日は平成24年3月7日

法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループの設置について

平成24年7月19日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下、「未修者教育ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

法曹の多様性を確保する観点から、法科大学院においては、法学未修者を受け入れて、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せ持った教育を実施しているところであるが、昨今の入学者選抜における法学未修者の割合の著しい減少や、法科大学院教育における法学未修者の修了認定等での厳しい状況を踏まえ、法学未修者教育の充実に向けた調査・分析を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 未修者教育ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 未修者教育ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、未修者教育ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

未修者教育ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成25年1月31日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

未修者教育ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 未修者教育ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他未修者教育ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が未修者教育ワーキング・グループに諮って定める。